

商法

(出題の趣旨)

商法は、試験時間が30分であり、出題範囲も限られている。

従って、評価の対象となる能力は、出題範囲(設立・株式(新株発行を除く)・機関)に関して、会社法条文の内容を正確に理解しているか、という点に限定している。

株式会社を設立に際して、発起人が「現物趣旨(変態設立事項)」を行おうとする場合、会社法第28条(定款への記載)、30条(公証人の認証)、33条(検査役の調査)が関係する。また、検査役の調査を必要としない場合については、33条10項が規定している。以上に関する、的確な記述が求められる。

設立に関する責任は、「現物出資・財産引受けの不足額支払義務(会社法52条)」と「任務懈怠責任(同53条)」が規定している。「事例の細かな分析・事実へのあてはめ」は求められていないが、条文の正確な理解と的確な記述が求められる「(第28条第1号の財産を給付した者(無過失責任)を除く)等について」。なお、「発起設立」と「募集設立」の対比については、会社法103条1項に言及することが求められている。